

議第88号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 占用料の額が年を単位として定められている場合において、占用の期間が 4 月 1 日に始まる 1 年であるときはその年額により、その他のときは占用の期間の初日の属する月から占用の期間の末日の属する月までの月割りにより計算する。

第16条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 占用料の額が月を単位として定められているときは、占用の期間の初日の属する月から占用の期間の末日の属する月までの月数により計算する。

第16条第 2 項前段中「第 2 号」を「第 3 号」に改め、同項後段中「占用期間」を「占用の期間」に改める。

別表第12条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中	「		を
	4,600	450	
	2,600	260	
	260	26	
	26	3	

16	2
2,200	220
5,300	530

4,800 ^円	440 ^円
2,800	260
280	26
28	3
17	2
2,300	210
5,600	510

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

110	11
160	16
240	24
320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
1,600	160

を

120	11
170	15
250	23
330	31
500	46
670	60
1,200	110
1,700	150
2,700	250
1,700	150

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市里道管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用の期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和9年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前の京都市里道管理条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和9年度の占用料の額が、改正前の条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

里道の占用料の適正化を図る必要があるので提案する。